

正 本

## 仮処分命令申立書

平成21年（2009年）9月24日

長崎地方裁判所 御中

債権者代理人弁護士 木 佐 茂 男

同（担当） 北 爪 宏 明

貸金仮払仮処分命令申立事件

記

当事者の表示

別紙「当事者目録」記載のとおり。

申立の趣旨

別紙「申立の趣旨」記載のとおり。

申立の理由

別紙「申立の理由」記載のとおり。

疎明方法

別紙「疎明方法」記載のとおり。

添付書類

- |   |                       |   |   |   |
|---|-----------------------|---|---|---|
| 1 | 甲号証 (写)               | 各 | 1 | 通 |
| 2 | 住民票                   |   | 1 | 通 |
| 3 | 債務者ホームページをプリントアウトしたもの |   | 1 | 通 |
| 3 | 訴訟委任状                 |   | 1 | 通 |

以 上

(別紙)

当事者目録

〒 [redacted] [redacted]  
債権者 久木野 憲司

(送達場所) 〒 [redacted] [redacted]  
[redacted]  
TEL [redacted]  
FAX [redacted]  
債権者代理人弁護士 北爪 宏明

〒 [redacted] [redacted]  
[redacted]  
TEL [redacted]  
FAX [redacted]  
債権者代理人弁護士 木佐 茂男

〒851-2195 長崎県西彼杵郡長与町まなび野1-1-1  
債務者 長崎県公立大学法人 長崎県立大学  
上記代表者理事長 太田 博道

(別紙)

## 申立の趣旨

- 1 債務者は、債権者に対し、平成21年9月15日以降本案判決確定に至るまで、毎月21日就業規則その他の定めるところにより算出された債権者の賃金及び上記賃金を基礎として算出される毎年12月に支給されるべき年末一時金の各金員を仮に支払え。
- 2 訴訟費用は、債務者の負担とする。

との裁判を求める。

(別紙)

## 申立の理由

### 第1 当事者等

- 1 債権者は、債務者が地方独立行政法人化前から地方独立行政法人化後の現在に至るまで、同大学において教授として勤務している。
- 2 債務者大学の地方独立行政法人化に伴い、債権者と債務者大学との関係は、労働契約の各当事者という関係に移行した。なお、債権者・債務者間での雇用関係について契約書等は存しない。

### 第2 本件停職処分

- 1 債務者大学は、地方独立行政法人化前は、行政機関として厳格な適正手続が採られていた。
- 2 前記第1-2の労働契約移行にあたり、債権者と債務者との間で、懲戒手続が緩和されるということはなく、むしろ後述5のような従前以上の厳格な手続規定が設けられることになった。
- 3 債務者大学の地方独立行政法人化後、債務者大学において、長崎県公立大学法人職員の懲戒等に関する規程（平成21年規程第5号）として次のような規定が設けられた（疎甲1、2）。

「(調査)

第4条 学長は、就業規則第46条各号の懲戒の事由（以下本条において「懲戒事由」という。）のいずれかが存在すると思料する場合には、

教育研究評議会の中に事実確認等の調査のための調査委員会(以下「委員会」という。)を設置するものとする。

なお、当該調査の際には、委員会は調査の対象となっている教員から事情を聴取するものとする。

2 前項の委員会は、学長が任命する次の者をもって組織する。

- (1) 副学長の中から1名
- (2) 学部長又は研究科長の中から1名
- (3) 大学事務局長又はシーボルト校事務局長の中から1名
- (4) 総務課長又は総務企画課長の中から1名
- (5) 必要により学長が指名した者 若干名

3 第1項の規定にかかわらず、懲戒事由にかかる事実の内容が極めて明白である場合等調査の必要がないと認められる場合には、学長は調査を省略することができる。」

〔(教育研究評議会における審議)〕

第6条 第4条に規定する調査が終了した場合には、委員会は直ちに教育研究評議会に調査結果を報告しなければならない。

2 教育研究評議会は、前項の報告を受けたときは、教員の懲戒処分の要否等について審議を行い、その結果を学長に報告するものとする。

3 教育研究評議会は、調査対象となる教員に、文書又は口頭による弁明の機会を与えなければならない。また、必要があると認めるときは、参考人の出頭を求め、又はその意見を聴取することができる。

4 教育研究評議会は、第2項の審議を行うにあたっては、次に掲げる事項に留意しつつ、総合的に判断するものとする。

- (1) 非違行為の動機、態様及び結果
- (2) 故意又は過失の程度
- (3) 非違行為を行った教員の職責及びその職責と非違行為との関係

(4) 他の職員及び社会に与える影響

(5) 過去の非違行為の有無」

#### 4 懲戒処分禁止仮処分命令申立て

- (1) 上記3の各規定の趣旨は、懲戒処分の前段階において、懲戒処分の前提となる具体的な事実の存否、正当理由の存否等を被懲戒（予定）者に懲戒処分前に述べさせる機会を与え、もって懲戒（予定）者が当該具体的事実が懲戒事由に該当するかどうかの公正な判断ができるよう手続的に担保するための制度を定めたものである。

かかる上記3の制度が設けられた趣旨に照らせば、形式的に弁明等の機会だけが与えられても、実際の当該弁明の機会において、懲戒処分の前提となる具体的な事実の存否、正当理由の存否を述べるできない状況であれば、上記3の有効な手続とはいえないことは明らかである。

被懲戒（予定）者が、懲戒処分の前提となる具体的な事実の存否、正当理由の存否を述べる前提として、懲戒（予定）者より、いかなる事実が、懲戒処分の対象とされようとしているのかを明示される必要があり、かかる明示がなければ、被懲戒（予定）者としては、懲戒処分回避のための行動をとり得ず、上記3の有効な手続とはいえないこともまた明らかである。

また、被懲戒（予定）者としては、懲戒（予定）者からの質問に対し、適切に答える（反論する）ためには、法律の専門家である弁護士に相談する権利を有することは上記3の制度趣旨に照らせば当然である（一般的な適正手続きの発想からしても同様の帰結となる）。そうすると、被懲戒（予定）者には、上記3の各手続において、弁護士を同席させる権利を有し、被懲戒（予定）者が弁護士の同席を求めた場合に、懲戒（予定）者には同席を拒む理由は何ら存しないはずである。

そこで、債権者は、御庁に対し、債務者大学を相手方とし、「債務者は、債



権者に対し、債務者が債権者を懲戒のための調査対象として平成21年9月1日に実施した事情聴取及び平成21年9月10日に実施した事情聴取が、各々、長崎県公立大学法人職員の懲戒等に関する規程（平成21年規程第5号）第4条第1項及び同規程第6条第3項規定の適正な手続であることを前提とした懲戒をしてはならない。」との申立ての趣旨で、懲戒処分禁止仮処分命令申立てをした（長崎地裁平成21年（ヨ）第48号 懲戒処分禁止仮処分命令申立事件）。（疎甲3）

(3) しかるに、債務者は、上記4（2）の仮処分係属後にも拘らず、殊更にこれを無視し（かかる行為が債権者の裁判を受ける権利の侵害であるとして御庁に損害賠償請求訴訟を提起している）、債務者大学職員である百岳敏晴及び同職員■■■■■は、平成21年9月15日午前10時45分ころ、債権者の代理人であった弁護士北爪宏明に対し、長崎市■■■■■法律事務所内受付前において、同日午前11時の刑事裁判のため情状証人らと打合せをしていたのを中断させてまで、強引に懲戒処分書を手交した（疎甲4）。

(4) 上記4（3）の懲戒処分の内容は、停職6月（平成21年9月15日から平成22年3月14日まで）というものであった。

5 なお、債権者は、本件申立てと同時に本案訴訟を提起する予定である。

### 第3 債権者の賃金

債務者大学における債権者への賃金形態は、月給制であり、賃金支給日は、毎月21日である。また、年2回（6月30日と12月10日）の賞与の支給がある（疎甲5）。